

からくり改善くふう展 2016・製造現場における「見える化」改善展 2016

有料 P R ブース 出 展 規 約

第1条 (出展物)

- 1 出展物は、本イベントの開催主旨に添い、かつ事前に主催社の承諾を得た品目とします。
- 2 次の各号に該当するものは、出展を禁止します。
 - ①輸出入禁止品・販売禁止品・麻薬、その他の法禁物
 - ②引火性・爆発性または放射性危険物
 - ③工業所有権を侵害するか、そのおそれのあるもの
 - ④裸火を使用するもの（ただし、所轄消防署の許可を受けた場合を除く）
 - ⑤主催社の事前の承諾を得られなかったもの
 - ⑥所轄行政庁より指示・勧告のあったもの
 - ⑦その他関連法令に抵触するおそれがあるものおよび公序良俗に反するもの
- 3 前項に該当する以外のものでも、本イベントの正常な運営に支障をきたすおそれがあると認められるものについては、出展前はもとより出展中であっても、出展を規制または禁止させていただくことがあります。
- 4 主催社は、出展社が本条2、3により禁止されたもの、もしくは規制されたものを出展していた場合には、出展社に対し、当該出展物の展示の取りやめ、もしくは当該規制に従うよう通知します。通知を受けた出展者は、この通知後即時に当該出展物の出展の取りやめ、もしくは規制に従っていただきます。
- 5 ①前項において、出展社が主催社の指示に従わない場合は、出展社は主催者に対し、違約金として当該出展小間料の3倍に相当する金員を即時に支払うとともに、主催者は当該出展社の費用により、当該出展社に代わって当該出展物の撤去その他しかるべき措置を取ることができます。これにつき出展社は主催者に対し、一切の責任追及を行わないものとさせていただきます。
②出展社は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受け付けません。

第2条 (出展小間のレイアウト)

出展小間のレイアウトは、主催社が小間数、出展物、実演の有無、申込み順等を勘案のうえ決定します。

第3条 (展示期間および展示時間)

展示期間は、2016年9月29日から同年9月30日までの2日間とし、展示時間は午前10時00分から午後4時30分（1日目）、午前10時00分から午後4時（2日目）までとします。

第4条 (出展小間料)

出展小間料は下記のとおりとします。

- ①1小間 216,000円（当会会員、消費税込み）
- ②1小間 324,000円（当会会員外、消費税込み）

第5条 (支払い)

出展料の支払い期限、支払い方法等については下記によります。

<連絡先>

(公社) 日本プラントメンテナンス協会 普及推進部
〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-22 日本能率協会ビル6階
TEL: 03-5733-6900 FAX: 03-5733-6910 E-mail: JIGY0@jipm.or.jp

<出展料金支払い方法>

出展申込書にもとづき、請求書をお送りしますので、下記指定口座までお振り込みください。
なお、期間内にお支払いいただけない場合は、出展をキャンセルさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

<支払い期限> 2016年8月31日(水)

<支払い方法> 銀行振込

<振込み銀行> みずほ銀行 銀座中央支店

<口座番号> 普通 1077452

<名 義> 公益社団法人日本プラントメンテナンス協会 (社)ニホプラントメンテナンスヨウカイ

第6条（出展契約の成立時期）

本出展申込書に基づく出展契約（以下、本出展契約という）の成立時期は、前条により主催社が出展料金の請求書を発送した時点とします。

第7条（出展物の管理）

- 1 各出展社は、自己の責任と費用において、各出展小間内への出展物の搬出入と出展物の管理をしてください。
- 2 主催社は、自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地変その他不可抗力の原因による場合を含め、出展物の損傷その他出展物に関する一切の事故について、その責任を負いません。

第8条（事故防止および責任）

- 1 出展社は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等の際し、最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発生した場合の責任は、出展社において負うものとします。
- 2 主催社は、出展社に対し、出展社の負担で作業の中止・制限その他事故防止のため必要な措置を取ることを命ずることができます。
- 3 主催社は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故につき一切の責任を負いません。

第9条（本イベント開催の変更および中止）

- 1 主催社は、天災地変その他の不可抗力その他主催社の責めに帰しえない原因により、会期を変更または本出展契約を解除することがあります。
- 2 前号の場合、主催社はこれによって生じた出展社またはその他の者の損害につき、責任を負いません。

第10条（出展社による出展の取消し）

- 1 出展社からの出展申込みの取消し・解約は、主催社においてこれを了承しない限り認めません。
- 2 前項につき、主催社が出展社の出展取消し・解約を了承する場合には、出展社は下記のとおりキャンセル料を支払わなければなりません。

期 日	キャンセル料
開催1か月前まで	出展料の 50%
開催3週間前まで	出展料の 80%
開催2週間前まで	出展料の 90%
2016年9月16日（金）以降	出展料の 100%

なお、上記表中の「期日」は、出展社からの出展取消し・解約の意思表示が、主催社に到達した時点をもって区別します。

第11条（搬出入および会場施設）

搬出入および会場施設については下記によるものとします。

① 入・搬出期間

搬入 2016年9月28日（水）13:00～16:00

搬出 2016年9月30日（金）16:30～18:00

※上記時間内に、装飾材料の撤去を含む一切の作業を完了してください

③ 展示小間の基本施設

a. 基礎小間

基礎小間は、主催社側で後壁・側壁を統一して施工します。その他、展示小間内の装飾（展示台、棚等）は、出展社の負担となります（会議テーブル×1本、折りたたみ椅子×2脚は、主催社側で準備いたします）。

b. 標準小間

i) 1小間の面積は間口6.0メートル×高さ2.4メートル×奥行3.0メートルとします。ただし主催社は、出展規模、展示物の状況等により変形小間を設置することがあります。

ii) 各出展社の間仕切は、主催社側で設置します。

④ 電気設備

1小間につき単相100V/200W容量までの電気供給一次幹線工事は、主催社側において行います。

供給幹線は小間内まで配線し、開閉器を設けます。

それ以上の幹線工事および二次側電気配線工事と電気使用料は、出展社の負担となります。

第12条 (諸経費の負担)

- 1 電気設備などを必要とする出展社は、別に定める申込み手続きを取り、所定料金を支払うものとしします。
- 2 出展物の輸送、搬出入、展示、実演、撤去その他出展社の行為に属する費用ならびに出展物、出展社に対する損害賠償等の保険料は、すべて出展社の負担となります。

第13条 (出展規約の変更)

主催社はやむを得ない事情があるときは、本出展規約を変更することがあり、出展社はあらかじめこれに同意し、変更後の新規約等を遵守することとします。

第14条 (禁止事項)

出展社の次の行為を禁止します。

- ①本出展契約上の出展社としての地位または権利の全部または一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、または転貸し、あるいは担保に供すること
- ②定された場所以外の展示場建物の内外部または周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出すること。
ただし、主催社が事前に承諾した場合はこの限りでない
- ③量物、または不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物品を搬入すること
- ④他の出展社に迷惑となる行為、その他出展小間を含む展示場建物に損害を及ぼすような行為をすること
- ⑤出展小間に宿泊すること
- ⑥その他本出展規約において禁止された事項

第15条 (契約の解除)

主催社は出展社が次のいずれかに該当する場合は、出展社に対し何らの催告なく、本出展契約を解除することができるものとし、この場合、主催社が損害をこうむったときは、出展社に対してその損害の賠償を請求することができます。

- ①出展料の全部または一部を支払わない場合
- ②出展禁止物を出展し、または出展につき主催社の定める規定に従わない場合
- ③出展小間を、展示会出展の目的以外に使用した場合
- ④出展小間を使用しない場合
- ⑤解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、会社整理、会社更生の各申立があった場合
- ⑥手形・小切手につき不渡処分を受けた場合
- ⑦公租公課につき滞納処分を受けたとき
- ⑧著しく主催社の信用を失墜する事実があったとき
- ⑨その他本出展規定に違反した場合

第16条 (原状回復)

本出展契約が解約、解除、期間満了その他事由の如何を問わず終了したときは、出展社は主催社に対し次に従って出展小間を明け渡さなければなりません。

- ①展小間を原状に回復すること。ただし、出展社が回復工事を行わないときは、主催社においてこれを回復し、その費用は出展社が負担するものとしします
- ②展小間の明渡し後、出展社が出展小間内に残置した物件があるときは、主催社は任意にこれを処分することができるものとしします
- ③展社は、出展小間の明渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず、出展小間、諸造作および設備について支出した必要費、有益費の償還請求、または移転料、立退料、権利金等一切の請求をしないことはもちろん、出展小間に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取りを主催社に請求することはできません
- ④展社が本出展契約終了後、出展小間を明け渡さないときは、契約終了の翌日から明渡し完了に至るまで当該出展小間料（ただし、日割り計算による）の3倍相当の違約金および諸費用を主催社に支払い、かつ明渡し遅滞により主催社が損害をこうむったときは違約金とは別にその損害をも賠償いただきます

第17条 (遅延損害金)

出展社において、本出展契約上の金銭債務の履行を遅滞した場合には、遅滞の日から年14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。

第18条（立入り点検）

- 1 主催社またはその使用人は、建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、あらかじめ出展社に通知した上で出展小間に立ち入り、これを点検し、適宜の措置をとることができるものとします。ただし、非常の場合主催社があらかじめこの旨を出展社に通知することができないときは事後の報告をもって足りるものとします。
- 2 前項の場合、出展社は主催社の措置に協力しなければなりません。

第19条（小間内の出展社常駐）

出展社は、展示期間中主催社指定の出展社バッジを常時着用し、かつ小間内に展示期間中常駐し、来場者との応対、出展物の管理にあたることとします。

第20条（マイク使用の禁止と音量規制）

- 1 マイクを使用した商品説明は禁止します。
- 2 小間内のAV機器の音量や商品自体が発生する音量は、小間前面2メートルにて計測して60ホン以下とします。
- 3 館内における音楽の生演奏は厳禁いたします。

第21条（廃棄物の処理）

- 1 展示廃棄物、使用済みの資材や小間内・周辺の塵・クズは、出展社の責任によりお持ち帰りください。
- 2 放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、主催社が出展社に実費請求しますので、出展社には請求書受領後直ちに支払いいただきます。

第22条（装飾・施工）

- 1 装飾物は各出展社間の間仕切の枠外にはみ出ることを禁止します。
- 2 出展場の通路上に施設や標示などを設けないでください。
- 3 装飾物についての高さは原則として2.4メートル以下とします。ただし主催社が特別に許可した場合においてはこの限りではありません。
- 4 出展にあたり天井構造の使用は、主催社の承諾のない限り、禁止します。
- 5 その他出展社は、主催社が説明する事項を遵守するものとします。
- 6 出展社が本条1から5に違反し、主催社からは是正するよう通知されたにもかかわらず、出展社がこれに従わない場合には、主催社は自ら出展社の費用負担で、その違反物の撤去その他の措置を取ることができるものとし、出展社はこれにつき主催社に対し異議を述べず、かつ何等の請求もしないこととします。

第23条（管轄裁判所）

本出展契約から生じる権利義務について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上